1990	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ	N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	100ℓ	220ℓ	1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
2315	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ		100ℓ	220ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3151	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	450ℓ	450ℓ		450ℓ	450ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3082	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	100ℓ	220ℓ		100ℓ	220ℓ	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						
3334	ガラス製又は陶製容器	10ℓ	上限なし	上限なし		上限なし	上限なし	
	プラスチック製容器	30ℓ						
	金属製容器	40ℓ						

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

「Y964」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1941，1990，3082	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	プラスチック製容器	5ℓ			
	金属製容器	5ℓ			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	5kg（包装込みの質量）	35kg（包装込みの質量）	1A2，1B2，1D，1G，1H2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

㈱1）危険物輸送に関する国連勧告に従つて試験を実施し、その他の有害物質に該当するものに限る。
2）電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱又は短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や電池の再生又は処分の為の輸送は禁止される。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。
5）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
6）12kg未満の質量のリチウムイオン電池及びリチウムイオンバッテリーアセンブリーに限る。
7）平成23年12月31日以降に製造される組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されているものに限る。
8）以下の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれない。
ア）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
イ）単電池の場合はワット時定格量が20Wh以下、組電池の場合は100Wh以下であることが表示されていること。なお組電池であって、平成21年１月１日以前に製造されたものはこの限りでない。
ウ）各包装物の総重量は10kgを超えていないこと。
エ）内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
オ）短絡を防止する措置をすること。
カ）各積み荷には、包装物にリチウムイオン電池が収納され、包装物が損傷を受けた場合に従うべき手順を記載した書類が添付されていること。
キ）各包装物には第４号の５様式が貼付されていること。

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置とともに包装されたものに限る。）	5kg	35kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2